

## 第4 相続の承認・放棄

B

### 1 熟慮期間

相続は財産の取得とともに債務の承継を伴うため、これを承認するか放棄するかは、相続人の自由であるとされる。相続人には、相続財産を調査して、①単純承認をするか、②限定承認をするか、または③相続放棄をするかを考慮するために、自己のために相続の開始があったことを知った時から3ヶ月の熟慮期間を与えられる（915条1項本文）。もっとも、いったん承認・放棄がなされると、熟慮期間中でも撤回することはできない（919条1項）。



#### 承認・放棄の取消し

承認・放棄を総則編（制限行為能力・詐欺・強迫）・親族編（後見）の規定によって取り消すことはできます（919条2項）。

### 2 単純承認・限定承認・相続放棄



	単純承認	限定承認	相続放棄
意義	被相続人の権利義務を無限に承継する（920条）	相続財産の限度で債務を弁済することを留保して相続を承認する（922条）	相続人が相続の効果を全面的に拒否する（938条）
方式	・単純承認の意思表示 ・法定単純承認事由（相続人が相続財産の全部または一部を処分したとき、限定承認も放棄もせず熟慮期間を徒過したとき等）の発生（921条）	①財産目録の作成 ②財産目録の家庭裁判所への提出（924条） ③限定承認の申述（924条） ⇒共同相続人の全員が共同してのみすることができる（923条）	家庭裁判所への申述（938条） ⇒相続放棄は、相続開始後でなければできない
効果	遺産は相続人の固有財産と一体となる	遺産と相続人の財産の独立性は維持される	放棄者は相続開始当初から相続人ではなかったものとみなされる（939条）

B

## 第5 相続人の不存在

### 1 意義

相続人の存否不明の場合、相続財産を法人とした上で、家庭裁判所が相続財産管理人を選出する（951条、952条）。一定の手続を経

てもなお相続人が出現しないときは、①相続人ならびに相続財産管理人に知れなかつた相続債権者および受遺者の権利は消滅し（958条の2）、②被相続人の療養看護に努めた者等特別縁故者に対して、その者の請求により相続財産を承継させることができる（958条の3）。

## 2 民法255条との関係

255条は「共有者の一人が……死亡して相続人がないときは、その持分は、他の共有者に帰属する」と定めている。すると、共有持分権は958条の3の財産分与請求の対象にはならないとも考えられる。

共有者の1人が相続を開始し相続人がいない場合において、判例は、共有持分は特別縁故者（958条の3）に対する分与の対象になり、特別縁故者もいないことが確定したときに初めて、255条により他の共有者に帰属するとしている（最判平元.11.24）。



特別縁故者に対する相続財産の分与により処分されなかつた相続財産（残余財産）があるときは、国庫に帰属します（959条前段）。

# 第6 遺言

A

## 1 意義

遺言とは、一定の方式で示された個人の意思に、この者の死後、それに即した法的効果を与えようとする相手方のない単独行為をいう。相続人や受遺者がいるからといって、相手方のある単独行為ではなく、相手方のない単独行為である。

相続とは、被相続人の財産を承継することであるから、被相続人自身がみずからの財産についての最終意思を表示した場合には、これを尊重すべきである。それゆえ、遺言は相続の法定原則を被相続人の意思によって修正したものといえる。

## 2 遺言の能力

未成年者	15歳で遺言することができる（961条）
成年被後見人	事理を弁識する能力の回復時において遺言するには、医師2人以上の立会いがなければならぬ（973条1項）
被保佐人・被補助人	単独で遺言することができる（962条）



例えば、自筆証書遺言は、遺言者が、その全文、日付、氏名を自書し、これに押印することで成立します（968条1項）。この自筆証書遺言の日付として、「昭和41年7月吉日」と記載された証書は、968条1項にいう日付の記載を欠くものとして無効とされます（最判昭54.5.31）。

## 3 遺言の方式

遺言は、遺言者の死後に効力を生ずるものであるため、遺言者の真意を明確にし、また他人の偽造、変造を防止する必要があることから、民法で定められた方式に従わなければ無効であるとされてい

る（960条）。

また、共同遺言は禁止されている（975条）。その理由は、共同遺言が2人以上の者が同一の証書で遺言をすることであることから、共同遺言は各遺言者の意思表示の自由を妨げること、そのうちの1人の撤回の自由を制限すること、一部に無効原因があった場合の処理等に複雑な法律関係が発生し解決が困難となるおそれがあることがある。

### （1）普通方式

自筆証書遺言 (968条)	内容	遺言者が遺言書をみずから作成する（全文・日付・氏名を自書し、これに押印する）
	特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>・費用がかからず、証人も不要である</li><li>・内容が不明確となりやすく、方式違反も生じやすい。また、紛失や変造のおそれもある</li></ul>
公正証書遺言 (969条)	内容	証人2人以上の立会いの下、公証人に遺言の趣旨を原則として口授する
	特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>・自書できない者も利用できるうえ、専門家の関与により遺言内容の不明確や方式違反が生じにくく、紛失、変造の心配もない</li><li>・費用がかかるほか、証人が遺言内容を見聞きするため遺言の内容を完全に秘密にしておくことができない</li></ul>
秘密証書遺言 (970条)	内容	公証人1人および証人2人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨等を申述する
	特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>・署名以外自書する必要がない。遺言の内容を秘密にしつつ、紛失、変造の心配をなくすこともできる</li><li>・内容の不明確や方式違反が生じやすい点で自筆証書遺言と同じである</li></ul>



自筆証書遺言では、平成30年の相続法改正により、添付資料である財産目録については、自署を求めず、ワープロ書きでも、代筆でも、預貯金通帳の写し等であっても、各頁に署名・押印をすれば、有効な遺言として取り扱うことになりました。



秘密証書によって遺言をするには、970条所定の方式に従わなければなりません。もっとも、同条の方式を欠いたものであっても、968条所定の方式を満たせば、自筆証書遺言としての効力は認められます（971条）。

## (2) 特別方式

危急時遺言	死亡危急者遺言 (976条)	・疾病等により死亡の危急に迫った者が作成する ・証人3人以上の立会いの下、その1人に遺言の趣旨を原則として口授する	
	船舶遭難者遺言 (979条)	・船舶遭難の場合に、当該船舶の中で死亡の危急に迫った者が作成する ・証人2人以上の立会いの下、原則として口頭による	
隔絶地遺言	伝染病隔離者遺言 (977条)	その所在が一般の交通から隔離されているため、普通方式により遺言をなしえない者のための制度である	伝染病のため行政処分により交通を断たれた場所にある者が、警察官1人および証人1人以上の立会いをもって作成する
	在船者遺言 (978条)		船舶中に在る者が、船長または事務員1人および証人2人以上の立会いをもって作成する



遺言書（公正証書によるものを除く／1004条2項）は、相続開始後遅滞なく、家庭裁判所に提出して検認を受けなければなりません（1004条1項）。これを怠った者は過料に処されます（1005条）。

## 4 遺言の効力

遺言は、原則として遺言者の死亡の時から効力を生ずる（985条1項）。①遺言能力のない者の遺言は無効であり（963条）、②所定の方式（967条）に従わない遺言も無効となる。

## 5 遺言の撤回

遺言者は、いつでも、遺言の方式に従ってその遺言の全部または一部を撤回することができる（1022条）。

前の遺言と後の遺言とが抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなされる（1023条1項）。遺言者は、その遺言の撤回権を放棄することができない（1026条）。